

FTCJ 入学・進級応援金の申請に必要な証明書類一覧

注意

※申請条件が複数当てはまる場合、一つの事由を選び、証明書類を選択してください。

※証明書類は2種の証明書類の提出が必要です。

※証明書類は、申請者の状況を証明するものとし、有効期限内であることとします。

申請理由	申請理由の証明書類
【1】 児童扶養手当受給世帯	A・Bの書類のいずれか1つとZは必須 (合計2枚)
	A 児童扶養手当証書 B 児童扶養手当保管証明 Z 受給する世帯に属する18歳以下の子ども全員の健康保険証の写し、または住民票【全員の写し】(3ヵ月以内) ※有効期限の記載があるものは有効期限内であること
【2】 住民税非課税世帯	C・Z両方の書類を提出 (合計2枚)
	C 市民税・県民税課税(非課税)証明書【世帯構成員全員分】 ※世帯構成員のうち、18歳未満の者の課税(非課税)証明書の提出は不要。 Z 受給する世帯に属する18歳以下の子ども全員の健康保険証の写し、または住民票【全員の写し】(3ヵ月以内) ※有効期限の記載があるものは有効期限内であること
【3】 就学援助を受けている世帯	D・Eの書類のいずれか1つとZが必須 (合計2枚)
	D 就学援助認定通知書 E 就学援助費支給決定通知書 Z 受給する世帯に属する18歳以下の子ども全員の健康保険証の写し、または住民票【全員の写し】(3ヵ月以内) ※有効期限の記載があるものは有効期限内であること
【4】 親が配偶者から暴力を受け何らかの措置を受けている世帯	F~Hの書類のいずれか1つとZは必須 (合計2枚)
	F 配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第10条に基づく保護命令(同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令)が出ていることがわかる資料 G 婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」 H 申請者より、配偶者等からの住民基本台帳の閲覧等の制限に係る申し出を受け、当該支援措置の対象となっていることがわかる資料 Z 受給する世帯に属する18歳以下の子ども全員の健康保険証の写し、または住民票【全員の写し】(3ヵ月以内) ※有効期限の記載があるものは有効期限内であること

本サポート制度(FTCJ入学・進級応援金)に関する問い合わせは

下記のEメールアドレスまでお願い致します。

認定NPO法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン support@ftcj.org